収入減少影響緩和対策（ナラシ）へご加入の皆様へ【重要なお知らせです！】

令和元年〇月
関東農政局
〇〇拠点

令和元年産の収入減少影響緩和交付金を受けるにあたり、重要なお知らせですので、良くご覧になってください。

（１）対象となる農産物は・・・

１．米穀
- 加工用米、新規需要米、未検査米及び自家消費用米は対象となりません。

２．麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
- 二条大麦のうち麦芽原料用麦は対象となりません。

３．大豆
- 黒大豆は対象となりません。

※なお、各品目とも、種子用は対象となりません。

（２）補てん金を受けるためには・・・

◯令和元年産のナラシ対策の補てん金を受けるためには、令和2年3月31日までに、以下のことを行っておく必要があります。

１．農産物検査（品位等検査）の受検
- 米穀・・・３等以上の等級に格付けされたもの又は、当該等級に相当すると認められたもの
- 麦　・・・２等以上の等級に格付けされたもの
- 大豆・・・３等以上の等級又は、特定加工用大豆の合格に格付けされたもの

２．対象となる農作物の出荷・販売
- 米穀　・・・①ＪＡや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
  ②農業者又は農業者から委託を受けた者（ＪＡや集荷業者以外）が、消費者等に販売したもの
- 麦、大豆・・・畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付対象数量となったもの

（３）補てん金の交付申請に必要な書類は何か・・・

〇令和元年産ナラシ対策の交付申請期間は、令和２年4月1日～4月30日までです。交付申請をされる方は、以下の書類をお近くの地域農業再生協議会又は拠点等に提出する必要があります。

１．交付申請書
令和元年産に係る交付対象数量を記入し、押印したもの

２．生産実績数量の証明書類
①　農産物検査結果証明書　　②　出荷契約書又は出荷伝票　などです。

※　証明書類は、捨てずに大切に保管しておいてください。

（参考）直接販売した場合の販売伝票等について

ナラシ対策の生産実績数量に含められるもののうち、消費者等に直接販売したものについては、申請者ご自身で販売伝票（受領証）等の証明書類を作成して提出する必要があります。

記入例）　ナラシ対策加入者が関東太郎さんの場合

受　領　証

関東　太郎　様

令和元年１０月　１日

年　産	元年産
銘　柄	○○県産コシヒカリ（精米）
等　級	１等
数　量	１０ｋｇ

購入者名　埼玉　一郎　埼玉

玄米・精米別に販売形態を必ず記入する

購入者の自筆又は記名の上押印する

別紙参考様式第６号の２

直接販売した米穀の数量報告書（精米）

販売の相手先	銘柄名	契約年月日 ※　４月１日以降に販売予定であるもののみ記入する。	販売（予定）年月日	個数	販売対象数量（kg）
埼玉　一郎	○○県産コシヒカリ	令和元年10月 1日	令和元年10月 1日	1	10kg
スーパー○○	○○県産あきたこまち	令和元年10月 1日	令和元年10月 1日	20	200kg
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
				合　計	210kg
				玄米換算数量（合計×110/100）	231kg

販売した米穀が玄米の場合は、別紙参考様式第6号1

（事項）
交付前年度末（収穫年の翌年の３月31日）までに販売したもの又は販売契約を締結して販売の対象としたものの精米数量を、販売の相手先ごと、銘柄（例えば、平成○年産特別栽培米○○県産コシヒカリ精米○kg詰め等）ごとに分けて、すべて記入してください。（同一の販売相手先に係る販売契約が複数ある場合等において、同一販売先に係る記述が複数行にまたがっても構いません。また、販売先ごとの小計を計算する必要もありません。）
精米で販売した数量の合計に100分の110を乗じることにより換算した玄米数量を記入してください。１kg未満の端数があるときには、切り捨てにより整理してください。
（注）販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等（当年産の銘柄ごとの販売（予定）年月日、販売対象数量が確認できる書類）の写しを添付してください。（インターネットやＦＡＸ等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状（代金請求書）、受領書等注文を受けて販売の対象としたことの事実が確認できる書類の写しで可。）

領収証は購入者に渡し、受領証は大切に保管しておいてください。

受領証の内容を記入し、交付申請時に受領証を添付して提出してください。

領　収　証

購入者名　埼玉　一郎

令和元年１０月　１日

年　産	元年産
銘　柄	○○県産コシヒカリ（精米）
等　級	１等
数　量	１０ｋｇ

埼玉県さいたま市中央区２－１

関東　太郎　関東

（４）補てん金の支払いはいつ頃なのか・・・

○補てん金は、国が申請者ごとに算定し、令和２年５月中旬から６月頃に支払われる予定です。

ただし、令和元年産の収入額（令和元年3月31日までの販売価格を基に算出）が、標準的収入額を上回った場合は、補てん金の支払いはありませんので、予めご了承ください。（※この場合、積立金は全額残ります！）

（５）残った積立金はどうなるのか・・・

○翌年産も引き続きナラシ対策に加入する場合は、前年産に残った積立金を翌年産に繰り越すことができます。

なお、申請者の申し出により、残った積立金をお返しすることも可能です。

お問い合わせ先

詳しいことは、下記までお気軽にお問い合わせください。

◆　関東農政局　○○拠点　　電話○○○－○○○－○○○○
◆　○○市農業再生協議会事務局　　電話○○○－○○○－○○○○